

# 一般財団法人 東京都剣道連盟登録手続きおよび登録会員取扱い規程

平成20年 4月1日施行  
平成21年 8月6日改訂  
平成30年12月6日改訂  
令和5年12月11日改訂

- 第 1 条 この規程は、一般財団法人東京都剣道連盟（以下「東剣連」という）の定款第11章各条に基づき、次のとおり定める。
- 第 2 条 加盟団体に所属する三級受審者以上の会員は、東剣連の会員（以下「登録会員」という）、となる。
- 第 3 条 加盟団体は、初段以上の登録会員を毎年当該年度の6月末日までに「東剣連情報システム」の会員データをダウンロードし、「継続」、「新規」、「修正」または「削除」を記載して提出するものとする。
- 2 加盟団体が一級審査会を実施したときは、一般財団法人東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規程第12条1項により手続きするものとする。
- 3 加盟団体に所属する三級・二級受審者および三級・二級受有者については、加盟団体がこれを掌握する。
- 第 4 条 追加登録は、年度内においてその都度行うことができる。
- 第 5 条 年度内の登録削除または移籍は原則として認めない。
- 第 6 条 加盟団体は、同一種目内においては、同年度内に他の団体に登録している者を重複して登録することはできない。
- 第 7 条 登録会員は、加盟団体を通じて東剣連の行事に参加することができる。
- 第 8 条 初段以上の登録会員の会費は、年額500円とし、東剣連が加盟団体に報告した登録会員数を基に、加盟団体は、当該年度の分担金を東剣連に納入する。ただし、納入後の返金を行わない。

第 9 条 登録会員および一級受有者が三段以下の審査を受ける場合の審査会は、原則として加盟団体が主催または共催するものに限る。

- 附 則
1. この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
  2. 旧「財団法人東京都剣道連盟登録手続き及び登録会員の取扱い規程」は廃止する。
  3. この規程は、平成 21 年 10 月 1 日改訂施行する。ただし、特別な事情がある場合には、暫定期間を設け、平成 22 年 4 月 1 日までに完全実施する。
  4. この規程は、平成 30 年 12 月 6 日から施行する。
  5. この規程は、令和 5 年 12 月 11 日から施行する。

特記事項 この規程は、旧「寄附行為第 5 条第一項第二号及び第 34 条並びに第 37 条の分担金に該当するものである。